

# 令和8年度水質等分析業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下 委託者 という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件名 令和8年度水質等分析業務委託
- 2 業務目的 水質汚濁防止法及び市川市環境保全条例に基づき、公共用水域や工場排水等の分析を行い、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市環境部生活環境保全課
- 4 委託期間 令和8年4月17日から令和9年3月24日まで

## 5 業務内容

この項において、特に指定のないものについては、JIS（日本産業規格）に定められた方法とする。

### 5-1 公共用水域（河川）水質分析業務

#### (1) 事前準備等

##### ア 採水日程

採水は原則月1日受託者が行う。各月の採水日は委託者が指示する。なお、採水実施日が雨天、荒天その他採水を実施できない状況の場合には日程を延期する場合がある。

##### イ 1日あたりの採水頻度

採水は原則日に2回受託者が行う。1回目は朝6時30分より採水を行い、2回目は原則として午前10時以降に採水を行う（一部地点は2回目の採水のみを実施する）。

##### ウ 試料容器の準備および採水後の運搬

受託者が採水容器を準備し、採水後保冷して運搬し分析担当者に引き渡す。

#### (2) 測定地点、調査回数、分析項目、分析方法等

下記のとおりとする（測定地点の詳細は別紙1のとおり）。また分析項目・検体数は別紙2、分析方法は別紙3（その1）のとおりとするが、環境基準値の超過等の異常値の検出等による再調査により増加する場合がある。

水域名	測定地点	調査回数 (1日当り2回採水)	分析項目・分析方法等
真間川	根本水門	12回（1日／月）	別紙のとおり
	三戸前橋	12回（1日／月）	
国分川	稲越地先 ※	4回（1日／3月）	
	須和田橋	12回（1日／月）	
春木川	国分川合流前	12回（1日／月）	
大柏川	浅間橋	12回（1日／月）	
	霊園前 ※	4回（1日／3月）	

高谷川	高谷3-8地先 ※	4回（1日／3月）	
大柏川水路	大野町4-2432地先 ※	4回（1日／3月）	

※2回目の採水のみを実施する地点

### (3) 試料採取等

#### ア 採水部位および採取方法

原則として流心部、水面から水深の2割の位置より、適量採取する。その他については、「水質調査方法」（昭和46年9月30日付け環水管第30号）を遵守すること。なお、採取地点で近傍の汚染源により偏流、あるいは汚濁塊流が認められる場合は、委託者に電話連絡して採水の実施について判断を求めること。

#### イ 流量測定

各測定地点において、受託者が指定する場所で流量を測定し、別紙4に示す野帳に記録する。なお、流向が逆になっているなどの理由で測定できない場合は欠測とするが、その場合でも水深については測定し、野帳に記録するものとする。

水域名	測定地点	流量測定場所数	備考
真間川	根本水門	6	※
	三戸前橋	—	測定しない
国分川	稲越地先	3	
	須和田橋	5	※
春木川	国分川合流前	3	
大柏川	浅間橋	5	※
	霊園前	3	
高谷川	高谷3-8地先	—	測定しない
大柏川水路	大野町4-2432地先	3	

※ 水位が低く受託者が指定する場所で流量測定ができない場合は、その旨を野帳に記録し、測定可能な場所にて流量を測定すること。

#### ウ その他

##### (ア) 野帳

下記の項目を野帳（別紙4）に記録すること。

野帳に記録する項目	採水時間、天候コード、水温、気温、透視度、流況コード、流量、流速データ、色相、臭気
-----------	---

##### (イ) 調査状況写真

現場周辺の状況として、下記の項目について記録すること。また、撮影に際し、黒板等を用いて、委託者、件名、測定場所、測定日、受託者が判別できるようにすること。

記録する項目	全景（上流）、採水状況、試料瓶（採水後）、流速測定状況
--------	-----------------------------

### (4) 試料および分析に関する詳細事項

#### ア 分析

##### (ア) 水銀

総水銀について報告（定量）下限値（0.0005mg/L）を超えたときは、依頼の有無にかかわらず、アルキル水銀についても分析を実施すること。（アルキル水銀の分析にかかる費用につい

ては、別途協議により決定する。)

(イ) 検体の保存

分析終了後の検体は、原則として、環境計量証明書を送付後1週間保冷し、保存すること。

イ 連絡

(7) 異常値

受託者は、分析結果に環境基準値の超過等の異常値が認められた場合には、結果が確認された日（結果が確認された日が休日等に当たる場合は直近の業務日）に委託者まで連絡し、再分析、再調査等の指示に従うこと。

(イ) 速報値

受託者は、分析結果がまとまり次第、電子メールにて速報値を委託者に送付すること。

(5) 提出書類及び報告書（成果品）

ア 提出書類

(7) 標準作業手順書

受託者は、契約後速やかに下記の項目を記載した標準作業手順書を作成し、提出すること。

- ①測定項目ごとの測定の手順
- ②河川の採水および流量測定の手順

イ 報告書（成果品）等

(7) 報告書

受託者は、検体採水の日から1ヶ月以内に、別紙3（その1）に示す報告下限値を用いた環境計量証明書により報告すること。

なお、全有機炭素については、以下の結果についても併せて報告すること。

TCの測定値 (mg/L)	ICの測定値 (mg/L)	前処理方法の有無
---------------	---------------	----------

(イ) 公共用水域（河川）水質分析業務野帳

受託者は、検体採水の日から1ヶ月以内に、別紙4「公共用水域（河川）水質分析業務野帳」並びに調査状況写真を提出すること。

(ウ) 分析野帳

受託者は、検体採水の日から1ヶ月以内に、以下のとおり作成した分析野帳を提出すること。

分析野帳には分析日、分析者を明記すること。検量線が必要となる分析では、検量線、チャートを野帳に貼るなどして整理すること。分析機器の打ち出した結果表は単にコピーを貼るのではなく、どの分析結果が依頼した検体か、わかるようにすること。委託者にも容易に分析操作の過程がわかるように記入すること。

(エ) 数値の取り扱い

有効数字等の取り扱いは下記のとおりとする。

- I. 報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.005」）とする。
- II. 桁数について
  - i. 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。
  - ii. 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
  - iii. 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素については、まず、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素測定値の合計値を求めた後に、上記のi. 及びii. の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
  - iv. PFOSとPFOAの測定値の合計によりPFOS及びPFOAの測定値を求める際に、PFOSまたはPFOAの測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(オ) 平均値の計算

- I. 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- II. 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、平均値を計算する。

## 5-2 公共用水域（海域）水質分析業務

### (1) 事前準備等

#### ア 試料瓶等

- (ア) 受託者は、採取日前日までに委託者へ試料瓶、保冷剤及びそれらを収納・運搬するクーラーボックス（以下 試料瓶等 という）を貸出すること。なお、試料瓶等は受託者が上記委託場所に直接搬入、または送付（送料は受託者負担）するものとする。
- (イ) 試料ごとに使用する試料瓶の種類、本数並びに薬剤による検体の調整方法等を記載した指示書を同梱すること。
- (ウ) 採水時に薬剤による検体の調整が必要な項目を測定する場合は、必要な薬剤についても併せて搬入すること。

#### イ 試料受け渡し

受託者が採取日当日午後に委託場所まで受け取りに来るものとする。  
 なお、受託者は採取日当日に分析作業に着手するものとする。

#### ウ その他

試料の採取は委託者が行う。なお、調査実施日が雨天、荒天その他調査を実施できない状況の場合には調査を延期する場合がある。

### (2) 測定地点、調査回数、分析項目、分析方法等

下記のとおりとする。分析項目・検体数は別紙2、分析方法は別紙3（その2）のとおりとするが、環境基準値の超過等の異常値の検出等による再調査により別途分析委託する場合がある。

地点番号	地点名	調査回数	分析項目 分析方法
1	塩浜3丁目地先	水質および 底質年1回  同日に実施	別紙のとおり
2	塩浜1丁目地先※		
3	日新製鋼地先		
6	南行徳漁協半ベタ流し漁場		
7	船橋市漁協半ベタ流し漁場		
8	行徳漁協ベタ流し漁場		
9	船橋市漁協ベタ流し漁場※		

※全項目実施地点

### (3) 試料および分析に関する詳細事項

#### ア 分析

##### (ア) 水銀

総水銀について報告（定量）下限値（0.0005mg/L）を超えたときは、依頼の有無にかかわらずアルキル水銀についても分析を実施すること。（アルキル水銀の分析にかかる費用については、別途協議により決定する。）

##### (イ) 検体の保存

分析終了後の検体は、原則として、環境計量証明書を送付後1週間保冷し、保存すること。

## イ 連絡

### (7) 異常値

受託者は、分析結果に環境基準値の超過等の異常値が認められた場合には、結果が確認された日（結果が確認された日が休日等に当たる場合は直近の業務日）に委託者まで連絡し、再分析、再調査等の指示に従うこと。

### (4) 速報値

受託者は、分析結果がまとまり次第、電子メールにて速報値を委託者に送付すること。

## (4) 提出書類及び報告書（成果品）

### ア 提出書類

#### (7) 標準作業手順書

受託者は、契約後速やかに測定項目ごとに測定の手順を記載した標準作業手順書を作成し、提出すること。

## イ 報告書（成果品）等

### (7) 報告書

受託者は、検体受領の日から 14 日以内に、別紙 3（その 2）に示す報告下限値を用いた環境計量証明書により報告すること。

### (4) 分析野帳

受託者は、検体受領の日から 14 日以内に、以下のとおり作成した分析野帳を提出すること。

分析野帳には分析日、分析者を明記すること。検量線が必要となる分析では、検量線、チャートを野帳に貼るなどして整理すること。分析機器の打ち出した結果表は単にコピーを貼るのではなく、どの分析結果が依頼した検体か、わかるようにすること。委託者にも容易に分析操作の過程がわかるように記入すること。

### (4) 数値の取り扱い

有効数字等の取り扱いは下記のとおりとする。

I. 報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.005」）とする。

#### II. 桁数について

i. 有効数字を 2 桁とし、3 桁目以下を切り捨てる。pH については、小数第 2 位以下を切り捨て、小数点以下 1 桁までとする。

ii. 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

### (4) 平均値の計算

I. 平均値の計算に当たっては、有効数字を 2 桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

II. 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、平均値を計算する。

### 5-3 公共用水域（地下水）水質分析業務

#### (1) 事前準備等

##### ア 試料瓶等

- (ア) 受託者は、採取日前日までに委託者へ試料瓶等を貸出すること。なお、試料瓶等は受託者が上記委託場所に直接搬入、または送付（送料は受託者負担）するものとする。
- (イ) 試料ごとに使用する試料瓶の種類、本数並びに薬剤による検体の調整方法等を記載した指示書を同梱すること。
- (ウ) 採水時に薬剤による検体の調整が必要な項目を測定する場合は、必要な薬剤についても併せて搬入すること。

##### イ 試料受け渡し

受託者が採取日当日午後15時までに委託場所まで受け取りに来るものとする。  
なお、受託者は採取日当日に分析作業に着手するものとする。

##### ウ その他

試料の採取は委託者が行う。なお、調査実施日が雨天、荒天その他調査を実施できない状況の場合には調査を延期する場合がある。

#### (2) 分析項目、検体数、分析方法等

下記のとおりとする。分析項目・検体数は別紙2、分析方法は別紙3（その3）のとおりとするが、環境基準値の超過等の異常値の検出等による再調査により増加する場合がある。

種別	地点数	調査回数	分析項目・分析方法等
概況調査	9地点	地点数を2回に分けて調査	別紙のとおり ただし 試料引取回数は5回
継続監視調査	1地点	地点数を1回で調査	
市の継続調査	5地点	地点数を2回に分けて調査	

#### (3) 試料および分析に関する詳細事項

##### ア 分析

##### (ア) 水銀

総水銀について報告（定量）下限値（0.0005mg/L）を超えたときは、依頼の有無にかかわらずアルキル水銀についても分析を実施すること。（アルキル水銀の分析にかかる費用については、別途協議により決定する。）

##### (イ) 検体の保存

分析終了後の検体は、原則として、環境計量証明書を送付後1週間保冷し、保存すること。

##### イ 連絡

##### (ア) 異常値

受託者は、分析結果に環境基準値の超過等の異常値が認められた場合には、結果が確

認された日（結果が確認された日が休日等に当たる場合は直近の業務日）に委託者まで連絡し、再分析、再調査等の指示に従うこと。

(イ) 速報値

受託者は、分析結果がまとまり次第、電子メールにて速報値を委託者に送付すること。

(4) 提出書類及び報告書（成果品）

ア 提出書類

(7) 標準作業手順書

受託者は、契約後速やかに測定項目ごとに測定の手順を記載した標準作業手順書を作成し、提出すること。

イ 報告書（成果品）等

(7) 報告書

受託者は、検体受領の日から 14 日以内に、別紙 3（その 3）に示す報告下限値を用いた環境計量証明書により報告すること。

(イ) 分析野帳

受託者は、検体受領の日から 14 日以内に、以下のとおり作成した分析野帳を提出すること。

分析野帳には分析日、分析者を明記すること。検量線が必要となる分析では、検量線、チャートを野帳に貼るなどして整理すること。分析機器の打ち出した結果表は単にコピーを貼るのではなく、どの分析結果が依頼した検体か、わかるようにすること。委託者にも容易に分析操作の過程がわかるように記入すること。

(ウ) 数値の取り扱い

有効数字等の取り扱いは下記のとおりとする。

I. 報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「 $<0.005$ 」）とする。

II. 桁数について

i. 有効数字を 2 桁とし、3 桁目以下を切り捨てる。pH については、小数第 2 位以下を切り捨て、小数点以下 1 桁までとする。

ii. 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

iii. 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素については、まず、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素測定値の合計値を求めた後に、上記の i. 及び ii. の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

iv. PFOS と PFOA の測定値の合計により PFOS 及び PFOA の測定値を求める際に、PFOS または PFOA の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(エ) 平均値の計算

I. 平均値の計算に当たっては、有効数字を 2 桁までとし、その下の桁を四捨五入す

る。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

- II. 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、平均値を計算する。

## 5-4 工場・事業場排水分析業務

### (1) 事前準備等

#### ア 試料瓶等

- (ア) 受託者は、採取日前日までに委託者へ試料瓶等を貸出すること。なお、試料瓶等は受託者が上記委託場所に直接搬入、または送付(送料は受託者負担)するものとする。
- (イ) 試料ごとに使用する試料瓶の種類、本数並びに薬剤による検体の調整方法等を記載した指示書を同梱すること。
- (ウ) 採水時に薬剤による検体の調整が必要な項目を測定する場合は、必要な薬剤についても併せて搬入すること。

#### イ 試料受け渡し

受託者が採取日当日午後に委託場所まで受け取りに来るものとする。  
なお、受託者は採取日当日に分析作業に着手するものとする。

#### ウ その他

試料の採取は委託者が行う。なお、調査実施日が荒天その他調査を実施できない状況の場合には調査を延期する場合がある。

### (2) 分析項目、検体数、分析方法等

下記のとおりとする。分析項目・検体数は別紙2、分析方法は別紙3(その4)のとおりとするが、排水基準値の超過等の異常値の検出等による再調査により増加する場合がある。

調査回数	分析項目・検体数
22回	別紙2のとおり

### (3) 試料および分析に関する詳細事項

#### ア 分析

##### (ア) 水銀

総水銀について報告(定量)下限値(0.0005mg/L)を超えたときは、依頼の有無にかかわらずアルキル水銀についても分析を実施すること。(アルキル水銀の分析にかかる費用については、別途協議により決定する。)

##### (イ) 検体の保存

分析終了後の検体は、原則として、環境計量証明書を送付後1週間保冷し、保存すること。

#### イ 連絡

##### (ア) 異常値

受託者は、分析結果に排水基準値の超過等の異常値が認められた場合には、結果が確認された日(結果が確認された日が休日等に当たる場合は直近の業務日)に委託者まで連絡し、再分析、再調査等の指示に従うこと。

##### (イ) 速報値

受託者は、分析結果がまとまり次第、電子メールにて速報値を委託者に送付すること。

(4) 提出書類及び報告書（成果品）

ア 提出書類

(7) 標準作業手順書

受託者は、契約後速やかに測定項目ごとに測定の手順を記載した標準作業手順書を作成し、提出すること。

イ 報告書（成果品）等

(7) 報告書

受託者は、検体受領の日から 14 日以内に、別紙 3（その 4）に示す報告下限値を用いた環境計量証明書により報告すること。

(イ) 分析野帳

受託者は、検体受領の日から 14 日以内に、以下のとおり作成した分析野帳を提出すること。

分析野帳には分析日、分析者を明記すること。検量線が必要となる分析では、検量線、チャートを野帳に貼るなどして整理すること。分析機器の打ち出した結果表は単にコピーを貼るのではなく、どの分析結果が依頼した検体か、わかるようにすること。委託者にも容易に分析操作の過程がわかるように記入すること。

(ウ) 数値の取り扱い

有効数字等の取り扱いは下記のとおりとする。

I. 報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「 $<0.005$ 」）とする。

II. 桁数について

i. 有効数字を 2 桁とし、3 桁目以下を切り捨てる。ただし、pH については、小数第 2 位を酸性側切り上げ、アルカリ性側切り捨てし、小数点以下 1 桁までとする。

ii. 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(エ) 平均値の計算

I. 平均値の計算に当たっては、有効数字を 2 桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

II. 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、平均値を計算する。

## 5-5 公共用水域（春木川流入水路）水質分析業務

### (1) 事前準備等

#### ア 試料瓶等

- (ア) 受託者は、採取日前日までに委託者へ試料瓶等を貸出すること。なお、試料瓶等は受託者が上記委託場所に直接搬入、または送付（送料は受託者負担）するものとする。
- (イ) 試料ごとに使用する試料瓶の種類、本数並びに薬剤による検体の調整方法等を記載した指示書を同梱すること。

#### イ 試料受け渡し

受託者が採取日当日午後に委託場所まで受け取りに来るものとする。  
なお、受託者は採取日当日に分析作業に着手するものとする。

#### ウ その他

試料の採取は委託者が行う。なお、調査実施日が雨天、荒天その他調査を実施できない状況の場合には調査を延期する場合がある。

### (2) 測定地点数、調査回数、分析項目、分析方法等

下記のとおりとする。なお、分析項目は別紙2、分析方法は別紙3（その1）のとおりとするが、異常値の検出等による再調査により別途分析委託する場合がある。

調査地点数	調査回数	引取回数	分析項目 分析方法
10 地点	2 回／年 (7 月・11 月)	2 回	別紙のとおり

### (3) 検体の保存

分析終了後の検体は、原則として、環境計量証明書を送付後 1 週間保冷し、保存すること。

### (4) 連絡

#### ア 異常値

受託者は、分析結果に環境基準値の超過等の異常値が認められた場合には、結果が確認された日（結果が確認された日が休日等に当たる場合は直近の業務日）に委託者まで連絡し、再分析、再調査等の指示に従うこと。

#### イ 速報値

受託者は、分析結果がまとまり次第、電子メールにて速報値を委託者に送付すること。

### (5) 提出書類及び報告書（成果品）

#### ア 提出書類

##### (ア) 標準作業手順書

受託者は、契約後速やかに測定項目ごとに測定の手順を記載した標準作業手順書を作成し、提出すること。

## イ 報告書（成果品）等

### (ア) 報告書

受託者は、検体受領の日から 14 日以内に、別紙に示す報告下限値を用いた環境計量証明書により報告すること。

### (イ) 分析野帳

受託者は、検体受領の日から 14 日以内に、以下のとおり作成した分析野帳を提出すること。

分析野帳には分析日、分析者を明記すること。検量線が必要となる分析では、検量線、チャートを野帳に貼るなどして整理すること。分析機器の打ち出した結果表は単にコピーを貼るのではなく、どの分析結果が依頼した検体か、わかるようにすること。委託者にも容易に分析操作の過程がわかるように記入すること。

### (ウ) 数値の取り扱い

有効数字等の取り扱いは下記のとおりとする。

- I. 報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「 $<0.005$ 」）とする。
- II. 桁数について
  - i. 有効数字を 2 桁とし、3 桁目以下を切り捨てる。pH については、小数第 2 位以下を切り捨て、小数点以下 1 桁までとする。
  - ii. 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

### (エ) 平均値の計算

- I. 平均値の計算に当たっては、有効数字を 2 桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- II. 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、平均値を計算する。

## 6 業務完了後

受託者は、委託者が定める完了届を提出すること。完了届には本仕様書に示した委託内容と業務実績の対比表を添付すること。

## 7 試料瓶、検体等の受け渡し日時

委託者が指定する日の午前9時から午後5時までとする。ただし、土日祝日及び年末年始を除く。

## 8 業務実施体制に関する事項

分析機関は、以下の責任者等を選任しなければならない。

### (1) 業務責任者（1名）

業務責任者は、業務全体について責任を負い、業務主任技術者（技術管理者）、品質管理者、運搬責任者及び分析担当者を指名できる立場を有しており、標準作業管理手順書案、品質保証・品質管理計画書等を審査、承認する。

### (2) 業務主任技術者（技術管理者）（1名以上）

技術管理者は、分析等に係る技術的な管理について責任を持ち、分析担当者による業務の実施に関して、技術的指示を行うとともに、分析担当者から提出された記録等の内容を確認する。

なお、環境測定分析について十分な知識及び経験を有する者を選任することとし、品質管理者とは併任できない。

### (3) 品質管理者（1名以上）

品質管理者は、環境測定等に関する品質管理に責任を持ち、技術管理者が作成した標準作業手順書案等を確認し、作業が手順書どおりに行われているか確認する。

なお、技術管理者とは併任できない。

### (4) 現場責任者（1名以上）

現場責任者は、現場測定、採水、試料運搬及び受付業務について責任を持ち、現場担当者による業務の実施に関して、技術的指示を行うとともに、現場担当者から提出された記録等の内容を確認する。当該業務経験が5年以上ある者を選任すること。

### (5) 委託に係る各分析項目（現場測定項目を除く）について分析担当（主・副）をそれぞれ定めること。

## 9 必要な資格に関する事項

(1) 自己所有の分析機関において10年以上の経験を有する者を委託業務全般に関する業務責任者とし、この者が委託者と受託者の協議に出席すること。

(2) 5-1における採水は、自己所有の分析機関において5年以上の経験を有する者2名以上で実施すること。

## 10 添付書類

- 別紙 1 公共用水域（河川）水質分析業務地点図
- 別紙 2 分析項目・検体数等一覧
- 別紙 3 分析方法一覧
- 別紙 4 公共用水域（河川）水質分析業務野帳

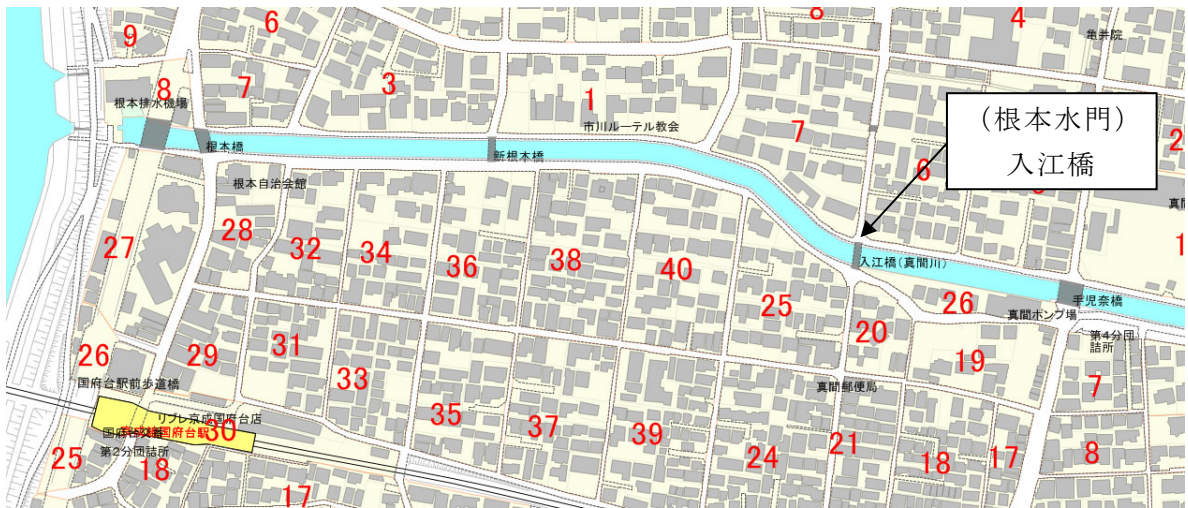
## 11 資格要件

- (1) 受託者は本業務に係る分析業務を行う事業所が、計量法に基づく計量証明の登録を受けていること。
- (2) 業務を担当する者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する環境計量士とする。
- (3) 受託者は本業務に係る分析業務を行う事業所において、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) を化学、環境又は飲料水等の水質に係る分野で取得していること。

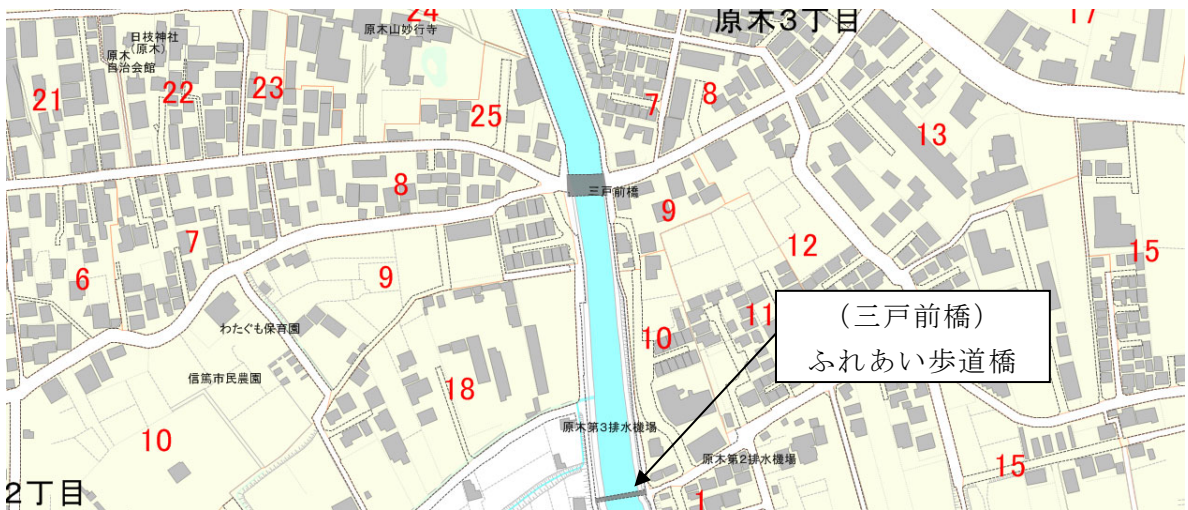
## 12 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

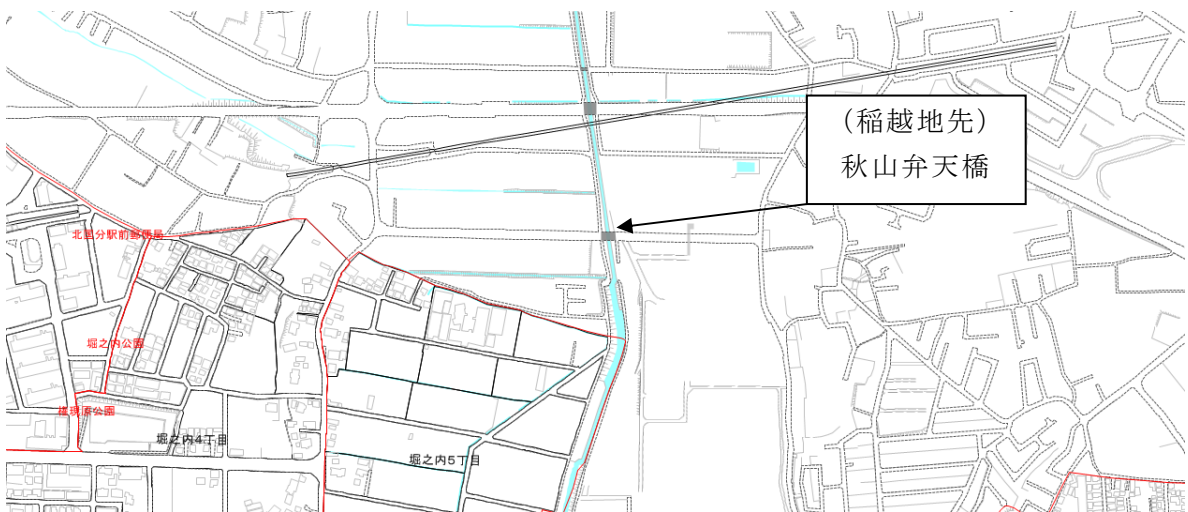
(別紙1) 公共用水域（河川）水質分析業務地点図



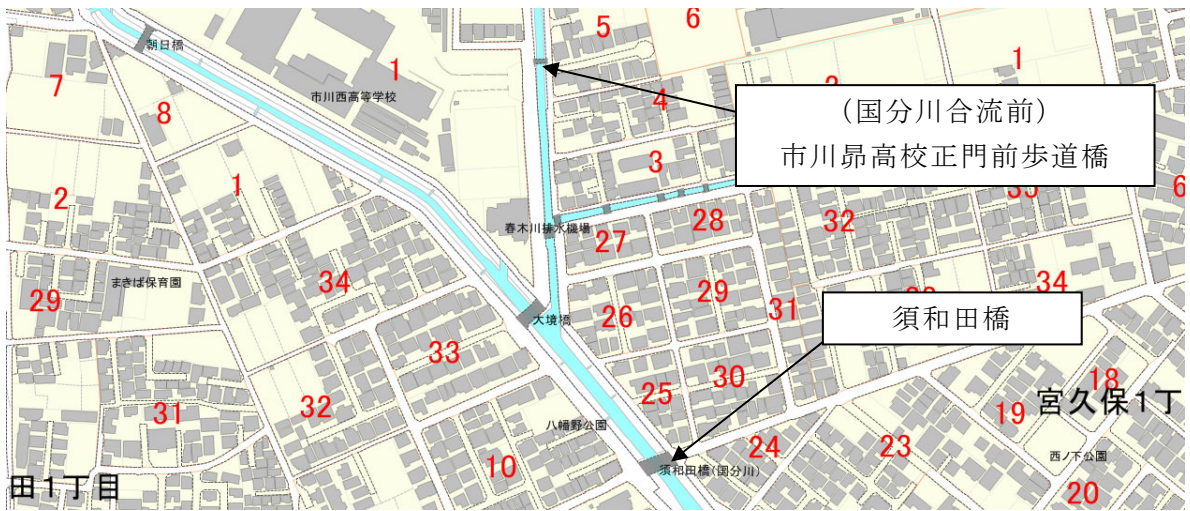
真間川 根本水門



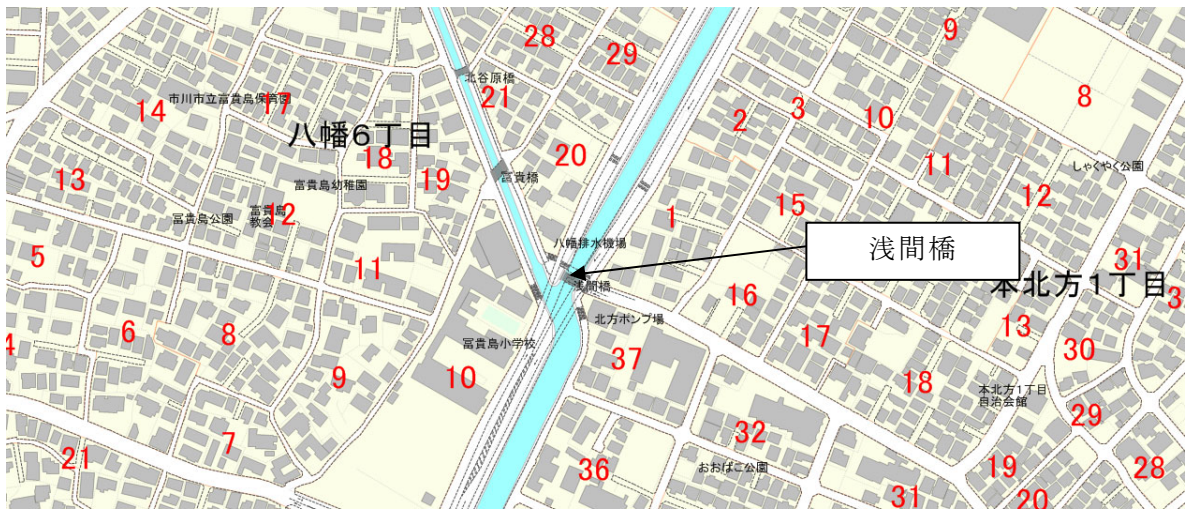
真間川 三戸前橋



国分川 稲越地先



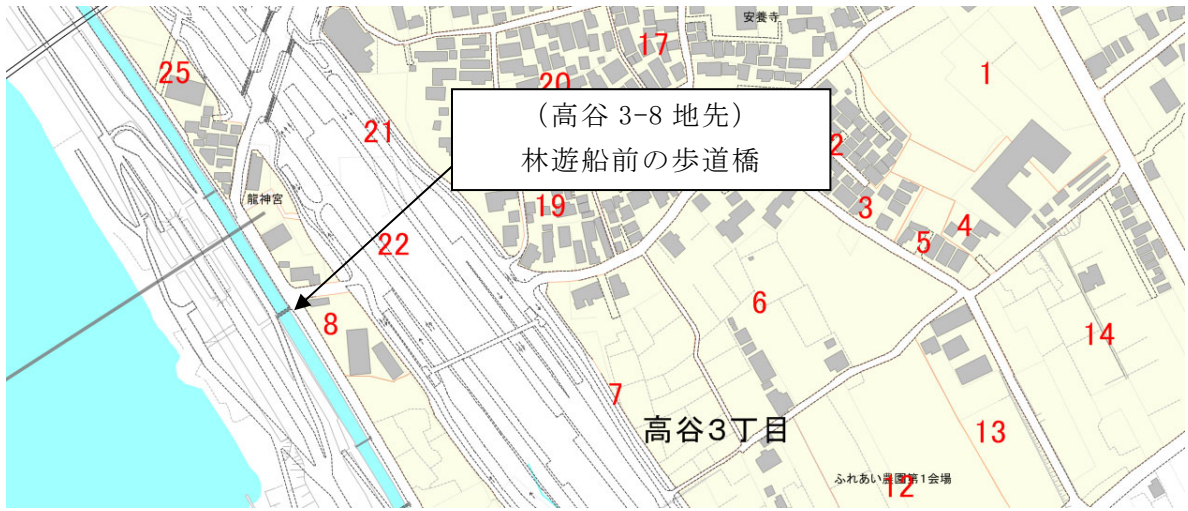
国分川 須和田橋  
春木川 国分川合流前



大柏川 浅間橋



大柏川 霊園前  
大柏川水路 大野町4-2432地先



高谷川 高谷3-8地先

## (別紙2) 分析項目・検体数等一覧

分析項目・検体数	合計	河川	海域	地下水	工場	春木川
pH	257	136	7	15	79	20
DO	143	136	7			
BOD	211	136			55	20
COD	236	136	7		73	20
SS	236	136	7		73	20
大腸菌数	76	76				
n-ヘキサン抽出物質	103	76			27	
n-ヘキサン抽出物質(鉱物・植物分離)	2				2	
全窒素	158	76	7		75	
全リン	157	76	7		74	
全亜鉛	98	76	2		20	
ノニルフェノール	20	20				
LAS	20	20				
カドミウム(河川・地下水)	21	10	2	9		
カドミウム(工場・事業場)	21				21	
全シアン	29	10	2	9	8	
鉛	44	10	2	9	23	
六価クロム	39	10	2	9	18	
ヒ素	36	10	2	10	14	
総水銀	28	10	2	9	7	
PCB	20	5		9	6	
※1 ジクロロメタン	52	20	2	12	18	
※1 四塩化炭素	52	20	2	12	18	
※1 1,2-ジクロロエタン	52	20	2	12	18	
※1 1,1-ジクロロエチレン	52	20	2	12	18	
※1 シス-1,2-ジクロロエチレン	52	20	2	12	18	
※1 1,1,1-トリクロロエタン	52	20	2	12	18	
※1 1,1,2-トリクロロエタン	52	20	2	12	18	
※1 トリクロロエチレン	52	20	2	12	18	
※1 テトラクロロエチレン	52	20	2	12	18	
※1 ベンゼン	52	20	2	12	18	
※1 1,3-ジクロロプロペン	52	20	2	12	18	
チウラム	21	10	2	9		
シマジン	21	10	2	9		
チオベンカルブ	21	10	2	9		
セレン	26	10	2	9	5	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	72	60		12		
硝酸性窒素	74	60	2	12		
亜硝酸性窒素	74	60	2	12		
ふっ素	39	10		9	20	

ほう素	36	10		9	17	
1, 4-ジオキサン	25	10	2	9	4	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	19				19	
フェノール類	17	5	2		10	
銅	42	21	2		19	
溶解性鉄	24	5	2		17	
溶解性マンガ	17	5	2		10	
総クロム	43	21	2		20	
アンモニア態窒素	79	60			19	
りん酸性りん	20	20				
塩化物イオン	27	20	7			
電気伝導率	98	76	7	15		
全有機炭素 (TOC)	5	5				
陰イオン界面活性剤 (MBAS, EVAS)	20	20				
クロロフィル (a)	7		7			
E P N	14	5		9		
フタル酸ジエチルヘキシル	6	5		1		
ニッケル	14	5		9		
アンチモン	14	5		9		
モリブデン	6	5		1		
1,2-ジクロエチレン	12			12		
トランス-1,2-ジクロエチレン(単体)	3			3		
※2 トランス-1,2-ジクロエチレン	14	5		9		
※2 1,2-ジクロプロパン	14	5		9		
※2 p-ジクロベンゼン	14	5		9		
イソキサチオン	14	5		9		
ダイアジノン	14	5		9		
フェニトチオン(MEP)	14	5		9		
イソプロチオン	14	5		9		
オキシ銅(有機銅)	14	5		9		
クロタロニル(TPN)	14	5		9		
プロピザミド	14	5		9		
ジクロロホス(DDVP)	14	5		9		
フェノブカルブ(BPMC)	14	5		9		
イソプロホス(IBP)	14	5		9		
クロニトロフェン(CNP)	14	5		9		
※2 トルエン	14	5		9		
※2 キシレン	14	5		9		
クロロエチレン	17	5		12		
エピクロロヒドリン	6	5		1		
全マンガ	14	5		9		

ウラン	6	5		1		
※2 クロロホルム	14	5		9		
フェノール	5	5				
ホルムアルデヒド	5	5				
4-tert-オクチルフェノール	5	5				
アニン	5	5				
2,4-ジクロロフェノール	5	5				
PFOS及びPFOA	5	5				
PFOS	5	5				
PFOA	5	5				
乾燥減量（底質）	7		7			
強熱減量（底質）	7		7			
全窒素（底質）	7		7			
全リン（底質）	7		7			
硫化物（底質）	7		7			
CODsed（底質）	7		7			
※1 VOC類パッケージ1	52	20	2	12	18	
※2 VOC類パッケージ2	14	5		9		

※契約後、委託者は受託者に月例スケジュールを提示するものとする。

(別紙3)分析方法一覧  
(その1)河川・春木川流入水路  
・水質

項目	方法	報告下限値
pH	JIS K 0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の測定結果を得られる方法	
DO	JIS K 0102-1 21.2, 21.3, 21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果を得られる方法	0.5 mg/l
BOD	JIS K 0102-1 18 に定める方法	0.5 mg/l
COD	JIS K 0102-1 17.2 に定める方法	0.5 mg/l
SS	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 8 に掲げる方法	1 mg/l
大腸菌数	JIS K 0102-5 5.6.2 (JIS K 0102-5 5.6.2.7 は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9 時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。)	1CFU/100ml
n-ヘキサン抽出物質	JIS K 0102-1 22.5 に定める方法	0.5 mg/l
全窒素	JIS K 0102-2 17.3, 17.4 又は 17.5 (JIS K 0102-2 17.5.3.2 を除く)に定める方法	0.05 mg/l
全りん	JIS K 0102-2 18.4 (JIS K 0102-2 18.4.1.4 の b を除く)に定める方法	0.003 mg/l
全亜鉛	JIS K 0102-3 12.2, 12.3, 12.4 及び 12.5 に定める方法	0.001 mg/l
ノニルフェノール	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 9 に掲げる方法	0.00006 mg/l
LAS	JIS K 0102-4 6.2.5 に定める方法	0.0006 mg/l
カドミウム及びその化合物	JIS K 0102-3 14.3, 14.4 又は 14.5 に定める方法	0.0003 mg/l
シアン化合物	JIS K 0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4, 9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 1 (蒸留操作は装置にて行う) に掲げる方法	0.1 mg/l
鉛及びその化合物	JIS K 0102-3 13.2, 13.3, 13.4 又は 13.5 に定める方法	0.001 mg/l
六価クロム化合物	JIS K 0102-3 24.3 (JIS K 0102-3 24.3.3 及び 24.3.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。) 1 JIS K 0102-3 24.3.4, 24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合 (JIS K 0102-3 24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2 JIS K 0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。	0.002 mg/l
砒素及びその化合物	JIS K 0102-3 20.3, 20.4 又は 20.5 に定める方法	0.001 mg/l
水銀及びその化合物	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 2 に掲げる方法	0.0005 mg/l
アルキル水銀	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 3 に掲げる方法	0.0005 mg/l
PCB	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 4 に掲げる方法	0.0005 mg/l
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 mg/l
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002 mg/l
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004 mg/l

1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.01 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.004 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.1 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0006 mg/l
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/l
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/l
ベンゼン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002 mg/l
チウラム	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 5 に掲げる方法	0.0006 mg/l
シマジン	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0003 mg/l
チオベンカルブ	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.002 mg/l
セレン及びその化合物	JIS K 0102-3 26.2, 26.3 又は 26.4 に定める方法	0.001 mg/l
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素: JIS K 0102-2 15.3, 15.4, 15.6, 15.7 又は 15.8 に定める方法 亜硝酸性窒素: JIS K 0102-2 14.2, 14.3 又は 14.4 に定める方法	0.06 mg/l
硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3, 15.4, 15.6, 15.7 又は 15.8 に定める方法	0.03 mg/l
亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 14.2, 14.3 又は 14.4 に定める方法	0.03 mg/l
ふっ素及びその化合物	JIS K 0102-2 5.2 及び 5.3, JIS K 0102-2 5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、JIS K 0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は JIS K 0102-2 5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。) 及び JIS K 0102-2 5.5 に定める方法	0.08 mg/l
ほう素及びその化合物	JIS K 0102-3 5.2, 5.5 又は 5.6 に定める方法	0.1 mg/l
1,4-ジオキサン	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 7 に掲げる方法	0.005 mg/l
フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3 (ただし、蒸留操作を行うときは、JIS K 0102-4 5.2.2.3 に規定する方法を除く。) 又は JIS K 0102-4 5.2.4 (ただし、試験操作を行うときは、JIS K 0170-5 のうち 6.3.2, 6.3.3 又は 6.3.4 に規定する方法に限る。) に定める方法	0.005 mg/l
銅含有量	JIS K 0102-3 11.3, 11.4, 11.5 又は 11.6 に定める方法	0.01 mg/l
溶解性鉄含有量	≒JIS K0102-3 16.3, 16.4 若しくは 16.5 に定める方法又は環境庁告示第 64 号 <sup>*7</sup> 付表 2 に定める方法	0.1 mg/l
溶解性マンガン含有量	≒JIS K0102-3 15.2, 15.3, 15.4 又は 15.5 に定める方法	0.1 mg/l
クロム含有量	JIS K0102-3 24.2 に定める方法	0.02 mg/l
アンモニア性窒素	JIS K 0102-2 13.3, 13.4, 13.5, 13.6 又は 13.7 に定める方法 (ただし、JIS K 0102-2 13.4, 13.5 又は 13.6 に定める方法により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、JIS K 0102-2 13.2.2 又は 13.2.4 に規定する方法とする。) により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法	0.03 mg/l

りん酸性りん	JIS K 0102-2 18.2 に定める方法	0.003 mg/l
塩化物イオン	衛生試験法注解(2020)(飲料水)24.2 又は JIS K 0102-2 6 に掲げる方法	5 mg/l
電気伝導率	JIS K 0102-1 13 に定める方法	1mS/m
TOC	JIS K 0102-1 19 に定める方法	0.5 mg/l
陰イオン界面活性剤	JIS K 0102-4 6.2.1 又は 6.2.2 に定める方法	0.05 mg/l
EPN	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0006 mg/l
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.006 mg/l
ニッケル	JIS K 0102-3 18.4, 18.5 又は JIS K 0102-3 4.5.3 に定める方法(ただし、測定波長 232.0nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、JIS K 0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	0.001 mg/l
アンチモン	JIS K 0102-3 21.2, 21.3 又は 21.4 に定める方法	0.002 mg/l
モリブデン	JIS K 0102-3 27.2, 27.3 又は JIS K 0102-3 4.5.3 に定める方法(ただし、測定波長 313.3nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、JIS K 0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	0.007 mg/l
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.004 mg/l
1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006 mg/l
p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.02 mg/l
イソキサチオン	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008 mg/l
ダイアジノン	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0005 mg/l
フェニトロチオン(MEP)	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0003 mg/l
イソプロチオラン	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.004 mg/l
オキシ銅(有機銅)	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 2 に掲げる方法	0.004 mg/l
クロロタロニル(TPN)	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.005 mg/l
プロピザミド	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008 mg/l
ジクロロボス(DDVP)	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008 mg/l
フェノブカルブ(BPMC)	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.003 mg/l
イプロベンホス(IBP)	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008 mg/l
クロルニトロフェン(CNP)	環水規 121 号 <sup>**2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0001 mg/l
トルエン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06 mg/l
キシレン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.04 mg/l
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	環水企発 040331003・環水土発 040331005 <sup>**3</sup> 付表 1 に掲げる方法	0.0002 mg/l
エピクロロヒドリン	環水企発 040331003・環水土発 040331005 <sup>**3</sup> 付表 2 に掲げる方法	0.00004 mg/l
全マンガン	JIS K 0102-3 15.2, 15.3, 15.4 又は 15.5 に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	0.02 mg/l
ウラン	JIS K 0102-3 30.2 又は 30.3 に定める方法	0.0002 mg/l
クロロホルム	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006 mg/l

フェノール	環水企発 031105001・環水管発 031105001 <sup>※4</sup> 付表 1 に掲げる方法	0.001 mg/l
ホルムアルデヒド	環水企発 031105001・環水管発 031105001 <sup>※4</sup> 付表 2 に掲げる方法	0.003 mg/l
4-tert-オクチルフェノール	環水大水発第 1303272 号 <sup>※5</sup> 付表 1 に掲げる方法	0.00004 mg/l
アニリン	環水大水発第 1303272 号 <sup>※5</sup> 付表 2 に掲げる方法	0.002 mg/l
2,4-ジクロロフェノール	環水大水発第 1303272 号 <sup>※5</sup> 付表 3 に掲げる方法	0.0003 mg/l
PFOS 及び PFOA	環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号 <sup>※8</sup> 付表 1 に掲げる方法	0.3 ng/l
PFOS	環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号 <sup>※8</sup> 付表 1 に掲げる方法	0.1 ng/l
PFOA	環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号 <sup>※8</sup> 付表 1 に掲げる方法	0.2 ng/l

※1 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 「水質汚濁に係る環境基準について」

※2 平成 5 年 4 月 28 日 環水規 121 号

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」

※3 平成 16 年 3 月 31 日 環水企発 040331003・環水土発 040331005

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」

※4 平成 15 年 11 月 5 日 環水企発 031105001・環水管発 031105001

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

※5 平成 25 年 3 月 27 日 環水大水発第 1303272 号

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

※7 昭和 49 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

※8 令和 2 年 5 月 28 日 環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」

## (その2)海域

## ・水質

項目	方法	報告下限値
pH	JIS K 0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の測定結果を得られる方法	
DO	JIS K 0102-1 21.2, 21.3, 21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果を得られる方法	0.5 mg/l
COD	JIS K 0102-1 17.2 に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	0.5 mg/l
SS	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 8 に掲げる方法	1 mg/l
全窒素	JIS K 0102-2 17.4 又は 17.5 (JIS K 0102-2 17.5.3.2 を除く。)に定める方法	0.05 mg/l
全りん	JIS K 0102-2 18.4 (JIS K 0102-2 18.4.1.4 の b) を除く。)に定める方法	0.003 mg/l
全亜鉛	JIS K 0102-3 12.2, 12.3, 12.4 及び 12.5 に定める方法	0.001 mg/l
カドミウム及びその化合物	JIS K 0102-3 14.3, 14.4 又は 14.5 に定める方法	0.0003 mg/l
シアン化合物	JIS K 0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4, 9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 1 (蒸留操作は装置にて行う) に掲げる方法	0.1 mg/l
鉛及びその化合物	JIS K 0102-3 13.2, 13.3, 13.4 又は 13.5 に定める方法	0.001 mg/l
六価クロム化合物	JIS K 0102-3 24.3 (JIS K 0102-3 24.3.3 及び 24.3.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 及び 2 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 までに定めるところによる。) <ol style="list-style-type: none"> <li>JIS K 0102-3 24.3.4, 24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合 (JIS K 0102-3 24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120% であることを確認すること。</li> <li>JIS K 0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、JIS K 0170-77 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。</li> </ol>	0.002 mg/l
砒素及びその化合物	JIS K 0102-3 20.3, 20.4 又は 20.5 に定める方法	0.001 mg/l
水銀及びその化合物	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 2 に掲げる方法	0.0005 mg/l
アルキル水銀	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 3 に掲げる方法	0.0005 mg/l
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 mg/l
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002 mg/l
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.01 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.004 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.1 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0006 mg/l
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/l
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/l
ベンゼン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002 mg/l

チウラム	環境庁告示第 59 号 <sup>※1</sup> 付表 5 に掲げる方法	0.0006 mg/l
シマジン	環境庁告示第 59 号 <sup>※1</sup> 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0003 mg/l
チオベンカルブ	環境庁告示第 59 号 <sup>※1</sup> 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.002 mg/l
セレン及びその化合物	JIS K 0102-3 26.2, 26.3 又は 26.4 に定める方法	0.001 mg/l
硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3, 15.4, 15.6, 15.7 又は 15.8 に定める方法	0.03 mg/l
亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 14.2, 14.3 又は 14.4 に定める方法	0.03 mg/l
1,4-ジオキサン	環境庁告示第 59 号 <sup>※1</sup> 付表 7 に掲げる方法	0.005 mg/l
フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3(ただし、蒸留操作を行うときは、JIS K 0102-4 5.2.2.3 に規定する方法を除く。)又は JIS K 0102-4 5.2.4(ただし、試験操作を行うときは、JIS K 0170-5 のうち 6.3.2, 6.3.3 又は 6.3.4 に規定する方法に限る。)に定める方法	0.005 mg/l
銅含有量	JIS K 0102-3 11.3, 11.4, 11.5 又は 11.6 に定める方法	0.01 mg/l
溶解性鉄含有量	JIS K0102-3 16.3, 16.4 若しくは 16.5 に定める方法又は環境庁告示第 64 号 <sup>※7</sup> 付表 2 に定める方法	0.1 mg/l
溶解性マンガン含有量	JIS K0102-3 15.2, 15.3, 15.4 又は 15.5 に定める方法	0.1 mg/l
クロム含有量	JIS K0102-3 24.2 に定める方法	0.02 mg/l
塩化物イオン	衛生試験法注解(2020)(飲料水)24.2 又は JIS K0102-2 6 に掲げる方法	5 mg/l
電気伝導率	JIS K 0102-1 13 に定める方法	1mS/m
クロロフィルa	上水試験方法(2020)Ⅲ-2 36 に掲げる方法、海洋観測指針(1999)6.3.2 に掲げる方法、又は、Suzuki and Ishimaru(1990). J.Oceanographical Society of Japan,190-194. の方法	0.1 μg/l

・底質

項目	方法	報告下限値
乾燥減量	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 1に掲げる方法	0.1%
強熱減量	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 2に掲げる方法	0.1%
CODsed	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 7に掲げる方法	0.5mg/g
全窒素	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 8. 1に掲げる方法	0.01mg/g
全りん	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 9. 1に掲げる方法	0.01mg/g
硫化物	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 6に掲げる方法	0.01mg/g

※1 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 「水質汚濁に係る環境基準について」

※7 昭和 49 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号  
「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

(別紙3)分析方法一覧  
(その3)地下水

項目	方法	報告下限値
pH	JIS K 0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の測定結果を得られる方法	
カドミウム及びその化合物	JIS K 0102-3 14.3, 14.4 又は 14.5 に定める方法	0.0003 mg/l
シアン化合物	JIS K 0102-2 9.3.2 若しくは JIS K 0102-2 9.3.3 の蒸留操作を行い、JIS K 0102-2 9.4, 9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 1 (蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法	0.1 mg/l
鉛及びその化合物	JIS K 0102-3 13.2, 13.3, 13.4 又は 13.5 に定める方法	0.001 mg/l
六価クロム化合物	JIS K 0102-3 24.3 (JIS K 0102-3 24.3.3 及び 24.3.7 を除く。)に定める方法 (ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあつては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。) 1 JIS K 0102-3 24.3.4, 24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合 (JIS K 0102-3 24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 2 JIS K 0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、JIS K 0170-77 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。	0.002 mg/l
砒素及びその化合物	JIS K 0102-3 20.3, 20.4 又は 20.5 に定める方法	0.001 mg/l
水銀及びその化合物	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 2 に掲げる方法	0.0005 mg/l
アルキル水銀	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 3 に掲げる方法	0.0005 mg/l
PCB	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 4 に掲げる方法	0.0005 mg/l
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 mg/l
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002 mg/l
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.01 mg/l
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法 トランス体にあつては、JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.004 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.1 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0006 mg/l
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/l
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/l
ベンゼン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002 mg/l
チウラム	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 5 に掲げる方法	0.0006 mg/l
シマジン	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0003 mg/l
チオベンカルブ	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.002 mg/l
セレン及びその化合物	JIS K 0102-3 26.2, 26.3 又は 26.4 に定める方法	0.001 mg/l
硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3, 15.4, 15.6, 15.7 又は 15.8 に定める方法	0.03 mg/l
亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 14.2, 14.3 又は 14.4 に定める方法	0.03 mg/l

ふっ素及びその化合物	JIS K 0102-2 5.2 及び 5.3, JIS K 0102-2 5.2 及び 5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをうい、JIS K 0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は JIS K 0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び JIS K 0102-2 5.5 に定める方法	0.08 mg/l
ほう素及びその化合物	JIS K 0102-3 5.2, 5.5 又は 5.6 に定める方法	0.1 mg/l
1,4-ジオキサン	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 7 に掲げる方法	0.005 mg/l
電気伝導率	JIS K 0102 13 に定める方法	1mS/m
EPN	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0006 mg/l
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.006 mg/l
ニッケル	JIS K 0102-3 18.4, 18.5 又は JIS K 0102-3 4.5.3 に定める方法(ただし、測定波長 232.0nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、JIS K 0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	0.001 mg/l
アンチモン	JIS K 0102-3 21.2, 21.3 又は 21.4 に定める方法	0.002 mg/l
モリブデン	JIS K 0102-3 27.2, 27.3 又は JIS K 0102-3 4.5.3 に定める方法(ただし、測定波長 313.3nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、JIS K 0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	0.007 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 mg/l
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.002 mg/l
1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1,5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006 mg/l
p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1,5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.02 mg/l
イソキサチオン	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008 mg/l
ダイアジノン	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0005 mg/l
フェニトロチオン(MEP)	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0003 mg/l
イソプロチオラン	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.004 mg/l
オキシ銅(有機銅)	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 2 に掲げる方法	0.004 mg/l
クロタロニル(TPN)	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.005 mg/l
プロピザミド	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008 mg/l
ジクロロボス(DDVP)	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008 mg/l
フェノブカルブ(BPMC)	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.003 mg/l
イプロベンホス(IBP)	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008 mg/l
クロルニトロフェン(CNP)	環水規 121 号 <sup>*2</sup> 付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0001 mg/l
トルエン	JIS K 0125 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06 mg/l
キシレン	JIS K 0125 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.04 mg/l

クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法 <sup>※6</sup>	0.0002 mg/l
エピクロロヒドリン	環水企発 040331003・環水土発 040331005 <sup>※3</sup> 付表 2 に掲げる方法	0.00004 mg/l
全マンガン	JIS K 0102-3 15.2, 15.3, 15.4 又は 15.5 に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	0.02 mg/l
ウラン	JIS K 0102-3 30.2 又は 30.3 に定める方法	0.0002 mg/l
クロロホルム	JIS K 0125 5.1,5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006 mg/l

※1 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 「水質汚濁に係る環境基準について」

※2 平成 5 年 4 月 28 日 環水規 121 号

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」

※3 平成 16 年 3 月 31 日 環水企発 040331003・環水土発 040331005

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」

※6 平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(別紙3)分析方法一覧  
(その4)工場・事業場排水

項目	方法	報告下限値
pH	JIS K 0102-1 12 に定める方法	0.1
BOD	JIS K 0102-1 18 に定める方法	0.5 mg/l
COD	JIS K 0102-1 17.2 に定める方法	0.5 mg/l
SS	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 8 に掲げる方法	1 mg/l
n-ヘキサン抽出物質	JIS K 0102-1 22.3 又は 22.4 に定める方法	0.5 mg/l
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量及び 動植物油脂類含有量分離)	JIS K 0102 付属書 1. II 1 及び 2 に定める方法	0.5 mg/l
全窒素	JIS K 0102-2 17.2, 17.3 又は 17.5 (JIS K 0102-2 17.5.3.2 を除く。) に定める方法	0.05 mg/l
全りん	JIS K 0102-2 18.4 (JIS K 0102-2 18.4.1.4 の b) を除く。) に定める方法	0.003 mg/l
全亜鉛	JIS K 0102-3 12.2, 12.3, 12.4 又は 12.5 に定める方法	0.001 mg/l
カドミウム及びその化合物	JIS K 0102-3 14.2, 14.3, 14.4 又は 14.5 に定める方法(ただし、JIS K 0102-3 14.2 に定める方法にあつては JIS K 0102-3 4.2.4.2, 4.2.4.3 又は 4.2.4.5 に定める操作を行うものとする。)	0.0005 mg/l
シアン化合物	JIS K 0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4, 9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 1 (蒸留操作は装置にて行う) に掲げる方法	0.1 mg/l
鉛及びその化合物	JIS K 0102-3 13.2, 13.3, 13.4 又は 13.5 に定める方法(ただし、JIS K 0102-3 13.2 に定める方法にあつては JIS K 0102-3 4.2.4.2, 4.2.4.3 又は 4.2.4.5 に定める操作を、JIS K 0102-3 の 13.4 に定める方法にあつては JIS K 0102-3 4.2.4.4 又は 4.2.4.5 に定める操作を行うものとする。)	0.001 mg/l
六価クロム化合物	JIS K 0102-3 24.3.1 に定める方法(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、JIS K 0102-3 24.3.3.4 の b) 及び JIS K 0102-3 24.2 に定める方法) 又は JIS K 0102-3 24.3.2 に定める方法(ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、JIS K 0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)	0.002 mg/l
砒素及びその化合物	JIS K 0102-3 20.2, 20.3, 20.4 又は 20.5 に定める方法	0.001 mg/l
水銀及びその化合物	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 2 に掲げる方法	0.0005 mg/l
アルキル水銀	環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 3 及び環境庁告示第 64 号 <sup>*7</sup> 付表 1 に掲げる方法	0.0005 mg/l
PCB	JIS K 0093 に定める方法又は環境庁告示第 59 号 <sup>*1</sup> 付表 4 に掲げる方法	0.0005 mg/l
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1 に定める方法	0.002 mg/l
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002 mg/l
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1 に定める方法	0.0004 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1 に定める方法	0.01 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1 に定める方法	0.002 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.1 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0006 mg/l

トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/l
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/l
ベンゼン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.2 に定める方法	0.001 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1 に定める方法	0.0002 mg/l
セレン及びその化合物	JIS K 0102-3 26.2, 26.3 又は 26.4 に定める方法	0.001 mg/l
ふっ素及びその化合物	JIS K 0102-2 5.2 及び 5.3、JIS K 0102-2 5.2 及び 5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、JIS K 0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、JIS K 0102-2 5.2 及び 5.5 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。)又は JIS K 0102-2 5.2.2 及び 5.6 に定める方法	0.08 mg/l
ほう素及びその化合物	JIS K 0102-3 5.2, 5.3, 5.5 又は 5.6 に定める方法	0.1 mg/l
1,4-ジオキサン	環境庁告示第 59 号 <sup>※1</sup> 付表 7 に掲げる方法	0.005 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては JIS K 0102-2 13.3, 13.4, 13.5, 13.6 又は 13.7 に定める方法(ただし、JIS K 0102-2 13.4, 13.5 又は 13.6 に定める方法により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、JIS K 0102-2 13.2.2 又は 13.2.4 に規定する方法とする。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては JIS K 0102-2 14.2, 14.3 又は 14.4 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては JIS K 0102-2 15.7 又は 15.8 に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて JIS K 0102-2 15.3(15.3.4 1)及び m) の式中「 $-\rho \text{NO}_2^- \times 1.348$ 」を除く。)又は JIS K 0102-2 15.4 (JIS K 0102-2 15.4.4 g) 及び h) の式中「 $-\rho \text{NO}_2^- \times 1.348$ 」を除く。)又は JIS K 0102-2 15.6 (JIS K 0102-2 15.6.4 g) 及び h) を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数 0.2259 を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。) )	0.06 mg/l
フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3(ただし、蒸留操作を行うときは、JIS K 0102-4 5.2.2.3 に規定する方法を除く。)又は JIS K 0102-4 5.2.4(ただし、試験操作を行うときは、JIS K 0170-5 のうち 6.3.2, 6.3.3 又は 6.3.4 に規定する方法に限る。)に定める方法	0.005 mg/l
銅含有量	JIS K 0102-3 11.3, 11.4, 11.5 又は 11.6 に定める方法	0.01 mg/l
溶解性鉄含有量	JIS K 0102-3 16.3, 16.4 若しくは 16.5 に定める方法又は環境庁告示第 64 号 <sup>※7</sup> 付表 2 に定める方法	0.1 mg/l
溶解性マンガン含有量	JIS K 0102-3 15.2, 15.3, 15.4 又は 15.5 に定める方法	0.1 mg/l
クロム含有量	JIS K 0102-3 24.2 に定める方法	0.02 mg/l

※1 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 「水質汚濁に係る環境基準について」

※7 昭和 49 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号  
「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

### 河川通年調査記録用紙①

天候コード					
01 快晴	02 晴れ	03 薄曇り	04 曇り	05 煙霧	
06 砂塵嵐	07 地吹雪	08 霧	09 霧雨	10 雨	
11 みぞれ	12 雪	13 あられ	14 ひょう	15 雷	
16 一時雨	17 一時雪	18 時々雨	19 時々雪	20 大雨	
21 大雪	99 不明				

流況コード	
00 通常の状況	01 逆流 02 憩流
03 流量大 (大雨、雪解けのため)	
04 流量きわめて少 (異常渇水、河川工事のため)	
05 濁り多し (上流で工事のため)	
06 ゴミ、浮遊物多し	

1 回目

採水年月日: 年 月 日

NO	測定地点	採水時間	天候 コード記入	水温 気温	透視度 cm	色相 色相 コード	臭気 臭気 コード	流況 コード記入	流量	m	流速データ					
											左	2	3	4	5	6
1	根本水門	:								左	水深					
										右	速度					
5	国分川合流前	:								4.1	水深					
											速度					
4	須和田橋	:								左	水深					
										右	速度					
6	浅間橋	:								左	水深					
										右	速度					
2	三戸前橋	:														

## 河川通年調査記録用紙②

天候コード					
01 快晴	02 晴れ	03 薄曇り	04 曇り	05 煙霧	
06 砂塵嵐	07 地吹雪	08 霧	09 霧雨	10 雨	
11 みぞれ	12 雪	13 あられ	14 ひょう	15 雷	
16 一時雨	17 一時雪	18 時々雨	19 時々雪	20 大雨	
21 大雪	99 不明				

流況コード	
00 通常の状況	01 逆流 02 懸流
03 流量大(大雨、雪解けのため)	
04 流量きわめて少(異常渇水、河川工事のため)	
05 濁り多し(上流で工事のため)	
06 ゴミ、浮遊物多し	

2 回目

採水年月日：      年      月      日

NO	測定地点	採水時間	天候 コード記入	水温 気温	透視度 cm	色相 色相 コード	臭気 臭気 コード	流況 コード記入	流量	m	流速データ						
											左			右			1
1	根本水門	:								左	水深						
										右	速度						
5	国分川合流前	:								4.1	水深						
											速度						
4	須和田橋	:								左	水深						
										右	速度						
6	浅間橋	:								左	水深						
										右	速度						
2	三戸前橋	:															

### 河川通年調査記録用紙③

天候コード				
01 快晴	02 晴れ	03 薄曇り	04 曇り	05 曇霧
06 砂塵嵐	07 地吹雪	08 霧	09 霧雨	10 雨
11 みぞれ	12 雪	13 あられ	14 ひょう	15 雷
16 一時雨	17 一時雪	18 時々雨	19 時々雪	20 大雨
21 大雪	99 不明			

流況コード	
00 通常の状況	01 逆流 02 懸流
03 流量大(大雨、雪解けのため)	
04 流量きわめて少(異常渇水、河川工事のため)	
05 濁り多し(上流で工事のため)	
06 ゴミ、浮遊物多し	

採水年月日：      年      月      日

NO	測定地点	採水時間	天候 コード記入	水温	透視度 cm	色相	臭気	流況 コード記入	流量	m		流速データ			
				気温		色相 コード	臭気 コード					左 1	2	右 3	
1	稲越地先	:								4.6	水深				
5	壺園前	:								3.5	水深				
4	高谷 3-8 地先	:													
6	大野町 4-2432 地先	:								2.0	水深				

